

公益財団法人ふるさと島根定住財団スタッフ (有期嘱託職員 松江勤務)採用試験 受験案内

公益財団法人ふるさと島根定住財団では、令和4年4月から勤務いただくスタッフ（有期嘱託職員）を募集します。

1. 試験区分、職種、採用予定人数及び職務内容

区分	職種（任期） 【採用予定人数】及び勤務地	主な職務内容
A	スタッフ（3年） 【8名】松江事務局勤務	次のいずれかの業務に従事していただきます。 <ul style="list-style-type: none"> ・(A-1) UIターン支援業務担当（2名） 県外からUIターンを促進するために行う情報発信、イベントの運営、その他UIターン支援事業に関する業務 ・(A-2) UIターン支援業務担当（3名） 県外からUIターンを促進するために行う無料職業紹介事業に係るマッチング業務、その他UIターン支援事業に関する業務 ・(A-3) 地域活動支援業務担当（2名） 関係人口の拡大など地域の活性化に取り組む団体やNPO等社会貢献活動団体を支援するために行う研修・セミナー、情報発信、相談対応及びしまね田舎ツーリズムの推進等に関する業務 ・(A-4) 総務経理担当（1名） 財団の総務事務、経理事務等
B	キャリア・アドバイザー（3年） 【1名】松江事務局勤務	次の業務に従事していただきます。 <ul style="list-style-type: none"> ・キャリア・アドバイザー（1名） 若年求職者に対するキャリア相談業務 若年求職者に対する就職活動支援セミナー等の講師 ジョブカフェしまねのサービスに関する業務 上記に付帯する業務

2. 受験資格

- (1) 年齢、学歴に関して制限はありません。
- (2) 普通自動車運転免許（AT限定可）及びこれと同等以上の免許を持っていること。
(採用時まで取得見込みの方も可とします。)
- (3) **試験区分B**については、キャリアカウンセラー、産業カウンセラー、中学校教諭免許、高等学校教諭免許、養護教諭免許のいずれかの資格を有すること。
- (4) 次の項目に該当する者は受験できません。
 - ・禁錮以上の刑に処せられた者
 - ・日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、またはこれに加入した者

3. 主な勤務条件等

就業形態	有期嘱託職員
雇用期間	令和4年4月1日から令和7年3月31日まで（3年間） ※採用日は採用候補者の事情を考慮する場合があります。

雇用期間の更新	更新はありません。(任期满了時に採用試験がある場合の再受験は可能)
勤務時間	・試験区分A 8:30～17:15 (休憩時間60分) ・試験区分B 9:30～18:15 (休憩時間60分) ※時差出勤制度があります
勤務日数	1か月あたり20日間
給料	・試験区分A 月額173,500円～189,750円 (例)採用時39～41歳で182,250円 ・試験区分B 月額193,500円～209,750円 職務給(20,000円)を含みます
手当等	通勤手当、時間外手当、賞与(0.5か月分を12月に支給)
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始 ※相談業務・イベント等により休日出勤あり(振替休日あり)
主な休暇	年次有給休暇(年間16日)、夏季休暇、特別休暇
加入保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険
試用期間	3か月(勤務条件は同じ)

※その他の勤務条件等については、当財団の就業規則等に基づきます。

4. 試験内容

選考方法		内 容
第1次試験	書類選考	提出書類に基づく書類選考
第2次試験 (1次試験合格者)	作文試験	課題に対する理解力、思考力、表現力等についての試験
	面接試験	人物についての個別面接による試験

※第2次試験の結果を基に、職務に有用な資格、スキル(技術・能力)、経歴(関連業務に従事した経験等)等の評価を含め、総合的に判定し合格者を決定します。

5. 受験申し込み

「試験区分」は、A、Bのいずれか一つに限ります。

「試験区分A」はA-1、A-2、A-3、A-4で応募希望順を記載できます。その場合は、試験申込書の該当欄に希望順を記入してください。(ただし、採用が希望どおりにならない場合がありますのでご承知おきください。)希望がない場合は記入する必要はありません。

なお、申込み受付後の試験区分の変更はできません。

(1) 提出書類

- ①受験申込書1部(別添様式 当財団サイト <https://www.teiju.or.jp> からダウンロードできます。)
- ②履歴書(JIS規格)1部
- ③職務経歴書(職務経験がある方)1部
- ④「試験区分B」の方は、資格要件を満たす資格、免許の写し1部

※提出されました書類は試験終了後、当財団の責任において廃棄します。

(2) 申込先

上記提出書類を以下提出先まで直接持参するか郵送(簡易書留)により提出してください。

書類提出先 〒690-0003 島根県松江市朝日町478-18 松江テルサ3階 公益財団法人ふるさと島根定住財団 総務課あて
締め切り 持参の場合 <u>令和4年1月28日(金) 18:00</u> 郵送の場合 <u>令和4年1月28日(金) 必着</u>

6. 第1次試験合格発表

令和4年1月31日(月)付で、受験者全員に結果を郵便により発送します。
2月3日(木)までに結果が届かない場合は、財団までお問い合わせください。
なお、第2次試験(作文試験・面接試験)に進まれる方には受験票を送付します。

7. 第2次試験日および試験会場(第1次試験合格者対象)

日 時：令和4年2月5日(土)
会 場：松江テルサ(島根県松江市朝日町478-18)

新型コロナウイルス感染症の今後の拡大状況によっては、急遽、試験を延期又は中止する場合があります。
延期又は中止の決定及びその後の対応などについては、当財団ホームページへの掲載によりお知らせしますので、必ずご確認ください。

8. 最終合格発表

作文試験・面接試験の結果については、第2次試験の受験者全員(棄権者を除く)に対し、2月9日(水)付で郵便により発送します。

9. 試験結果の開示

試験の結果については、公益財団法人ふるさと島根定住財団個人情報保護規程第19条の規定により、口頭による開示の請求をすることができます。口頭による開示の請求は、受験者本人(代理人は不可)が「顔写真付きの身分証明書」(注)をお持ちの上、下記開示場所で行ってください。(電話は不可)

開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
受験者本人 (棄権者除く)	本人の得点及び順位	合格発表の日(結果通知 発送の日)から1か月間	受験申込書提出先 (財団松江事務局)

(注)「顔写真付きの身分証明書」の例：運転免許証、学生証、旅券等

10. 本試験に関するお問い合わせ先

〒690-0003 島根県松江市朝日町478-18 松江テルサ3階 公益財団法人ふるさと島根定住財団 総務課 日野・細田 TEL：0852-28-0690 Eメール：shimane@teiju.or.jp
--